

国民健康保険税の納付について

国民健康保険(国保)加入者の方へ、7月中旬に納税通知書を発送します。

国保税とは

職場の健康保険や、後期高齢者医療制度に加入している方などを除いて、市内に住んでいる方は、すべて国保に加入し、国保税を納めることが法律で定められています。

国保の財源は、加入者のみなさんに納めていただいた国保税、県からの交付金、市からの繰出金などでまかなわれており、みなさんの医療費を始め、出産育児一時金や葬祭費などにあてられます。

世帯主が納税義務者です

世帯主が国保の加入者であるかどうかに関わらず、世帯の中に国保の加入者がいれば、法律により世帯主に課税され、世帯主が納める義務を負うこととされています。

なお、年度途中で世帯主に変更があった場合は、変更前の世帯主と変更後の世帯主へそれぞれ納税通知書を送付し

ます。

国保税の減額制度

国保税には、申請により、減免や軽減を受けられる制度があります。詳しくは、納税通知書の裏面に記載されていますので、ご確認ください。

国保税の納付方法など

国保税の納付方法や納期限などについて詳しくは、11ページをご覧ください。

納付が困難な方へ

災害や病気などで国保税の納付が困難な場合には、実情に応じた納税相談をお受けします。早めに国保年金課または収納課へご相談ください。

問い合わせ

国保年金課 ☎0661

平成30年度の国民健康保険税の算出方法

年間(平成30年4月～平成31年3月)の国保税は世帯ごとに、次の税率によって算定されます。

区分	算定の基礎	医療分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額×税率	6.0%	1.7%	1.3%
②均等割額	世帯内の加入者1人当たりの税額	25,500円	3,200円	9,100円
③平等割額	1世帯当たりの税額	24,500円	3,000円	6,400円
賦課限度額		54万円	19万円	16万円

※平成30年度から賦課限度額が変更されています。

●年税額=医療分(①+②+③)+支援分(①+②+③)+介護分(①+②+③)

◇年度途中の加入・脱退は、年税額を加入月割りで課税します。

◇年度途中の加入は、随時算定され、加入手続きされた翌月以降の納期回数に振り分けます。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に加算されます。

※平等割額は、国保から後期高齢者医療制度への移行で国保加入者が一人となる世帯は、5年間世帯別平等割額が2分の1となり、その後の3年間は4分の3になります。

●加入届出と課税について

国保税は、加入した月から課税されます。加入した月とは、届出をした月ではなく、他の市町村から転入した月や職場の健康保険をやめた月をいいます。届出が遅れても、国保税は加入した月にさかのぼって納めることになります。